

おくやみ ハンドブック

取手市

このたびのご親族のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。
亡くなられた後の手続きについては、お亡くなりになった方によって異なります。この冊子では、市役所での手続きのほか、市役所以外で必要となる手続きについて主なものをご案内しておりますのでご利用ください。

令和7年度



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2025年7月発行

発行: 取手市 編集・デザイン: 株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています

取手市おくやみデスクご案内

ご遺族様へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

亡くなられた後の手続きについては、お亡くなりになった方によって異なります。

当市では、お亡くなりになった方及び届出人の方の情報を関係課と共有し、必要な手続きを取りまとめて、約1週間後を目途に改めてお知らせさせていただきます。

ご遺族様の負担を少しでも軽くできるよう、おくやみデスクをぜひご利用ください。

1. 個人情報の取扱いについて

下記の情報について、必要な手続きを確認し、ご案内するため、関係課と情報を共有させていただきます。

- お亡くなりになった方の氏名、住所、生年月日、性別及び死亡年月日
- 死亡届に記入された届出人の方の氏名、住所及び連絡先
- お亡くなりになった方と届出人の方の関係

2. おくやみデスクご案内の送付の時期

送付の時期：死亡届提出から約1週間後

※休日に届け出た場合、祝日等をはさむ場合は多少遅れることもあります。

3. 送付先

死亡届に記入された「届出人」宛て

※案内が送付されない場合

- ① 届出人が親族でない(届出人が同居人や病院長、家屋管理人など)
- ② お亡くなりになった方の住民票が当市にない
- ③ 死亡届を他市に提出され、かつ本籍が当市にない

4. 予約先・お問い合わせ先

後日お送りするご案内にて必要な手続きをご確認のうえ、お申し込みをお願いいたします。

なお、お急ぎの場合などは、取手庁舎ではおくやみデスクを利用せずに4～6ページを参考に関係課で手続きを行っていただくことも可能です。藤代庁舎は原則予約になります。

手続き内容によっては、一度で手続きが終わらない場合や、ご案内以外の手続きが必要となる場合もございます。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

おくやみデスクを利用する場合と利用しない場合の違い

	おくやみデスクを利用する場合	おくやみデスクを利用しない場合
手続き場所	次のいずれかの窓口 ・取手庁舎 1階 おくやみデスク ・藤代庁舎 1階 藤代総合窓口課	・取手庁舎では、各担当課においてのお手続きとなります。 ・藤代庁舎では、原則予約制になります。
当日の所要時間	1時間半程度 (完全予約制)	お越しいただいた際の混雑状況によってはお待ちいただく場合もあります。 ※12時～13時は、さらにお待ちいただく場合があります。
手続きのタイミング	死亡届提出から約1週間後に送られてくるご案内が届いてからご予約をお願いします。	・取手庁舎では、各担当課においてのお手続きとなります。 ・藤代庁舎では、原則予約制になります。

※他市区町村に死亡届を提出した方は、おくやみデスクにお問い合わせ後ご来庁ください。

おくやみデスクの利用の流れ

死亡(届出)時… 死亡届提出時に当冊子をお渡しいたします。



約1週間後… 市が必要な手続きのご案内を届出人に送付いたします。



予約… おくやみデスクにお電話、ご希望の手続き場所をお伝えください。



予約日… 予約の日時に予約場所(取手庁舎 おくやみデスクまたは、藤代庁舎 藤代総合窓口課)にお越しください。

取手市おくやみデスクご予約方法

※死亡届提出から約1週間後に送られてくるご案内が届いてからご予約をお願いします。

1. 予約の方法

おくやみデスクへお電話にて予約をしていただきます。

それぞれの手続きの内容についてのお問い合わせは、おくやみデスクではなく、各担当課までお願いいたします。

2. ご予約可能なおくやみデスクご利用時間

ご希望の日時どおりにお受けできない場合もございます。

お電話をいただいた翌日以降のご予約受付です。

取手庁舎 おくやみデスク ①9:00～ ②10:30～ ③13:30～ ④15:00～

藤代庁舎 藤代総合窓口課 ①9:30～ ②10:30～ ③14:00～ ④15:00～

当日の進行状況によりご予約時間に開始できない場合もございますので、ご了承ください。

※土・日・祝日及び年末年始を除く

3. 持ち物

●窓口にお越しになる方の本人確認のために必要なもの

・1点で確認できるもの(顔写真付き)

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、各種障害者手帳、在留カードなど

・2点で確認できるもの

資格確認書(保険証)、年金証書(手帳)、介護保険証、社員証、本人名義の預金通帳

●お亡くなりになった方のもの

4～6ページの表をご参照ください。

手続き内容によっては、一度で手続きが終わらない場合や、ご案内以外の手続きが必要となる場合もございます。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

おくやみデスク【完全予約制】

電話：0297-74-2141

取手市役所 取手庁舎 おくやみデスク (内線1168)

藤代庁舎 藤代総合窓口課 (内線2126)

受付時間:平日 8:30～16:00(12:00～13:00を除く)

※死亡届提出から約1週間後にお送りするご案内が届いてからご予約をお願いします。

※ご希望の手続き場所をお伝えください。

おくやみデスクでご案内する手続きについて

市役所 ☎0297-74-2141(代)

	亡くなられた方について	手続き	持ち物	問合せ先
①	国民健康保険に加入している	・資格確認書(保険証)返還 ・葬祭費支給申請 ・資格喪失 ・相続人代表の指定(世帯主死亡の場合)	・資格が確認できる書類(資格確認書、資格情報のお知らせ、または保険証) ・世帯主が亡くなられた場合、その世帯の国民健康保険加入者全員分の資格が確認できる書類 ・喪主の振込先口座が分かるもの	国保年金課 国保係
②	後期高齢者医療保険に加入している	・資格確認書(保険証)返還 ・葬祭費支給申請 ・給付受領申請 ・資格喪失	・認め印 ・喪主の氏名の表記がある書類(葬儀の会葬礼状又は葬儀費用の領収書)	国保年金課 医療福祉係
③	国民年金に関する手続きが必要である	・死亡届 ・遺族年金 ・未支給年金 ・死亡一時金	※担当課に相談	国保年金課 年金係
④	医療福祉費支給制度(マル福)を受けている	・資格喪失	・受給者証	国保年金課 医療福祉係
⑤	身体障害者手帳を持っている	・手帳の返還	・手帳	障害福祉課 障害福祉係
⑥	療育手帳を持っている	・手帳の返還	・手帳	
⑦	精神障害者保健福祉手帳を持っている	・手帳の返還	・手帳	
⑧	特別児童扶養手当、各種障害手当を受けている	・資格喪失	・相続人代表者の口座が分かるもの	
⑨	特定疾病療養者見舞金の受給者である	・資格喪失	・茨城県発行のいずれかの受給者証 (指定難病特定医療費受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等医療受給者証) ・相続人代表者の口座が分かるもの	
⑩	介護保険証を持っている	・保険証の返還 ・亡くなった方の介護保険に関する通知の送付先確認	・介護保険証 ・介護保険負担割合証(介護認定を受けている方) ・介護保険負担限度額認定証(介護保険負担限度額の認定を受けている方)	高齢福祉課 介護保険係

おくやみデスクでご案内する手続きについて

市役所 ☎0297-74-2141(代)

	亡くなられた方について	手続き	持ち物	問合せ先
11	市からの緊急通報装置の貸与を受けている	・装置の撤去工事日の調整	撤去工事日はお申し出を受けた日から10日以降の手配になります。 お電話で工事日を決めることもできますので、お急ぎの方は高齢福祉課担当までご連絡ください。 ※撤去工事の所要時間は1時間程度です。施工業者の都合により、土、日、祝日の撤去工事はできません。	高齢福祉課 高齢者福祉係
12	児童手当の受給者である	受給者変更 ・消滅届 ・新規申請	・新規申請者(児童を養育する方)の振込先口座が分かるもの	こども政策課 こども手当係
13	児童手当の受給者で未支払分の手当が残っている	・未支払い手当の請求	・児童名義の振込先口座が分かるもの	
14	児童手当の支給対象児童である	・減額届 または ・消滅届	—	
15	児童扶養手当の受給者である	・受給者死亡届 ・資格喪失届 ・未支払い手当の請求	・未支払い手当を受ける人の振込先口座が分かるもの ・証書	
16	児童扶養手当の支給対象児童である	・額改定届 または ・資格喪失届	・証書	
17	固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している	・相続人代表者の指定	・相続人代表者となる方が相続の権利を有することの分かる書類(戸籍謄本、遺言書等)の写し。なお被相続人の配偶者及び子の場合には不要です。 ・相続人代表者となる方以外が来庁される場合には相続人代表者となる方からの委任状。	課税課 家屋係 土地係
18	原動機付自転車・小型特殊自動車を所有している(取手市ナンバー)	・廃車または名義変更の申告	・標識交付証明書(廃車の場合はナンバープレートが必要)	課税課 市民税係
	軽二輪車・二輪の小型自動車を所有している(1土浦・土浦ナンバー) 軽自動車を所有している(土浦ナンバー)	・納税義務者の届出	—	

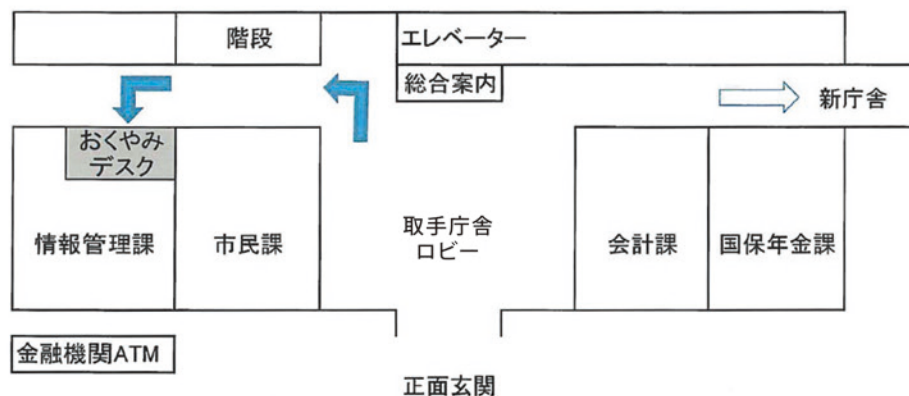
おくやみデスクでご案内する手続きについて

市役所 ☎0297-74-2141 (代)

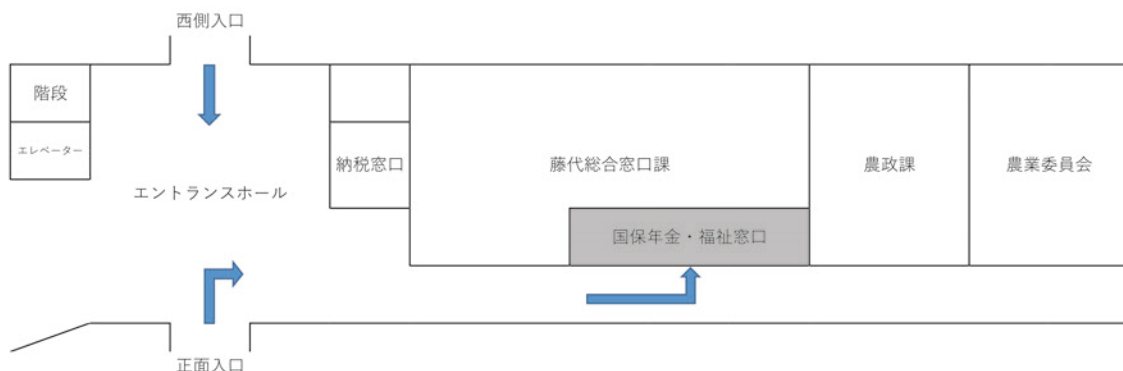
	亡くなられた方について	手続き	持ち物	問合せ先
19	市県民税が課税されている	・相続人代表者の指定	相続人の代表者となる方が、被相続人の配偶者・子の場合は持ち物はございません。上記以外の方は、右記にお問い合わせください。	課税課 市民税係
20	市税の口座振替を登録している	・口座振替登録の廃止・変更	—	納税課 管理係
21	農地の権利(所有権)を有している	・農地の相続等の届出書(農地法第3条の3第1項)	※農地の権利を取得した方(相続等)は、相続登記完了後に届出をしてください。届出用紙は、農業委員会事務局(藤代庁舎)または、取手市ホームページから入手できます。ご不明な点や詳細につきましては、農業委員会事務局までお問い合わせください。 ・登記完了証の写し ・認め印	農業委員会 農地係

手続き場所 ご案内図

取手市役所 取手庁舎 1階 市民課脇 おくやみデスク



取手市役所 藤代庁舎 1階 藤代総合窓口課 国保年金・福祉窓口



年金手続きの流れ

取手市では、国保年金課で亡くなった方の年金の手続きについて調べ、ご案内します。年金のお手続きは2回に分けてのご案内となります。

予約受付時



おくやみデスク予約時に年金係から必要書類をご案内します。

※手続きする年金の種類によっては
土浦年金事務所等をご案内します。

予約日当日



予約日に必要書類を持参の上、お手続きします。

手続きで必要となるもの

・預金通帳(普通口座) ・戸籍謄本(死亡者と請求者の関係が分かるもの) ・請求者のマイナンバーが分かるもの
※マイナンバーの分かるものが無い場合は ①住民票謄本(世帯全員の個人票) ②住民票除票
がそれぞれ必要です。(請求する内容により異なります)

以下の場所でも年金手続きができます

- ・土浦年金事務所 お客様相談室(☎029-825-1170)
 - ・年金相談(会場:取手市商工会館)(原則第1木曜日。ご予約は土浦年金事務所へ)
 - ・街角の年金相談センター柏(☎04-7160-3111)
- ※取手市商工会館での年金相談は**事前予約制**です。
※共済年金を受給していた方は各共済組合へ、企業年金を受給していた方は各企業年金基金や企業年金連合会年金相談室(☎0570-02-2666)へ直接お問い合わせください。

よくある質問

Q.市役所に行く時間が取れません。

A.お電話や郵送でのご案内も可能です。国保年金課までお電話ください。
また、全国どこの年金事務所でもお手続きが可能です。

Q.いつまでに手続きすれば良いですか。

A.亡くなった方の年金の手続きの時効は5年です。
※時効を過ぎると年金の請求ができなくなりますのでご注意ください。

Q.誰が請求者となって手続きすれば良いのか分かりません。

A.請求者順位は原則①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他3親等内の親族となります。
※順位が高くても生計を同一にしていたか、などといった他の条件もあります。
請求者が分からない場合は国保年金課までお問い合わせください。

他の手続き(市役所で行う手続き)

市役所 ☎0297-74-2141(代)

	亡くなられた方について	手続き	持ち物	問合せ先
①	市営住宅	・承継手続き ・退去手続き ・同居者異動届	事前に右記にお問い合わせください。	管理課 住宅係
②	浄化槽	・管理者変更届 ・廃止届出書 ・休止届出書	管理者が変わる場合や浄化槽の使用を 休止する場合、浄化槽を撤去する場合には それぞれ各3部提出してください。	環境対策課 環境衛生係
③	し尿くみ取り	・廃止届 ・変更届	「し尿汲取申請書・申請事項変更届」を 提出してください。	
④	犬を飼っている方	・変更届	亡くなった方が飼い主の場合は、所有者 変更届を提出してください。	
⑤	ごみの処理が必要な方	・粗大ごみ自己搬入申請 ・個別回収予約申請	右記にお問い合わせください。	環境対策課 リサイクル 推進係
⑥	市税の納付状況の 確認が必要な方	なし	相続の権利を有することが分かる書類 (戸籍謄本、遺言書、相続放棄申述受理 証明書等)	納税課 収納係
⑦	印鑑登録をしている	なし	印鑑登録証の返納は不要です。 ご自宅で廃棄していただけます。	市民課 市民係
⑧	個人番号(マイナンバー) カードを持っている	なし	返納は不要です。 亡くなった方の手続きが完了するまでご 遺族の方が保管をお願いします。	市民課 マイナンバー係
⑨	住民基本台帳 カードを持っている	なし	返納は不要です。 ご自宅で廃棄していただけます。	

家屋の所有者(管理者)になる方へ

所有(管理)している家屋が空家等になり管理不全となった場合は安全安心対策課より、取手市空家等の適正管理に関する条例及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者(管理者)に対して通知文を送付することがありますので、管理不全とならないよう定期的な管理をお願いいたします。

また、取手市では「売却や賃貸をしたいが、どこに相談すればいいのかわからない」という所有者(管理者)の声にお応えするため、取手市空家等利活用の媒介制度を実施しております。この制度は、空家等の所有者からの申し込みを受け、取手市が茨城県宅建業協会に対し、売却や賃貸の媒介を依頼する制度です。

空家等利活用の媒介制度につきましては、都市計画課にお問い合わせください。

相談窓口

市役所 ☎0297-74-2141 (代)

	相談名	相談日	内容	問合せ先
①	法律相談 (事前予約制)	毎月第1金、第2水 9:00～11:00 毎月第3水 9:00～11:00、 13:00～15:00	事案を解決する方法として法律的な考 え方や手続きを要すること	市民協働課 市民相談係
②	司法書士相談 (事前予約制)	毎月第1水 9:00～11:00	不動産登記、相続、金銭貸借等に関する こと	
③	社会保険労務士相談	毎月第2土 9:30～11:30	年金・労働問題に関すること	
④	行政書士相談	毎月第4日 13:30～15:30	相続・遺言・離婚・農地転用等に関する こと	
⑤	税務相談	要問合せ	関東信越税理士会亀ヶ崎支部会員によ る税金一般に関する相談	課税課 市民税係
⑥	年金相談 会場:商工会館	毎月第1木 (要予約)	国民年金・厚生年金・障害年金等に関す ること	土浦年金事務所 ☎029-825-1170
各相談の日時・場所は変更する場合がありますので詳しくはお問い合わせください。				

ご遺族メモ

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問合せ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関 等
	株式等	名義変更		☐	各証券会社 等
	遺言書(自筆証書遺言が法務局において保管されている場合や公正証書遺言を除く)	検認		☐	・遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所 ・取手市内に最後の住所地がある場合は水戸家庭裁判所 龍ヶ崎支部 龍ヶ崎市4918 ☎0297-62-0100
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	上水道	水道の閉栓・名義変更、振替口座の変更		☐	茨城県南水道企業団 業務課 龍ヶ崎市長山1-5-2 ☎0297-66-5132
	下水道	廃止・名義変更、振替口座の変更		☐	取手地方広域下水道組合 取手市小文間173 ☎0297-74-4125
	電気	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	ガス	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納希望の場合はお問い合わせください		☐	取手警察署 取手市桑原955-1 ☎0297-77-0110
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社
	不動産登記関係 (詳細は事前にお問い合わせください)	土地・家屋等相続登記		☐	水戸地方法務局 取手出張所 取手市宮和田1784-1 ☎0297-83-0057
	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	竜ヶ崎税務署 龍ヶ崎市川原代町1182-5 ☎0297-66-1303
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
	軽自動車	名義変更等		☐	軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所 つくば市島名字前野3915 (諏訪C23街区5) ☎050-3816-3106
	普通自動車 軽二輪車 二輪の小型自動車	名義変更等		☐	土浦自動車検査登録事務所(陸運局) 土浦市卸町2-1-3 ☎050-5540-2018
	普通自動車税(県税)	上記の自動車検査登録事務所で名義変更済で手続き不要		☐	土浦県税事務所 土浦市真鍋5-17-26 ☎029-822-7205

わが家の終活を考えましょう



終活とは、「**人生の終わりのための活動**」の略で、
人生の最期を迎えるにあたって事前準備をすることです。

ご自身が亡くなってから、または不自由になって意思が示せなくなってから
では、家や家財の整理について、ご家族は困ります。

住人がいなくなり放置された家は、どんどん傷み、雑草や庭木が繁茂し、周
囲に迷惑をかけるかもしれません。

残されたご家族が使用しない可能性が高ければ、ご自身が元気なうちに
使用してもらえる方への売却等の意思表示をしておくことも大切です。

全国的に空き家率が上昇しています。

少子化により、新たな住宅用地の需要も減っていくと考えられます。



今住んでいる「わが家」の「終活」について、一度考えてみましょう。



もしもの備えをしましょう

家の所有者等の高齢化に伴い、心配されるのが認知症です。

厚生労働省の発表では2040年には高齢者の約7人に1人が認知症を発症するおそれがあると予測しています。

認知症などで判断能力を失ってしまうと、契約や預貯金の引き出しなどができなくなってしまいます。

万が一に備えて、成年後見制度の利用を検討してみましょう。

成年後見制度

法定後見人と任意後見人

後見人には、法定後見人と任意後見人の2種類があります。

後見人の任務は、法定後見の場合は財産管理と身上監護^{*}に関する事務のほか、空き家の管理も務めになります。

任意後見の場合は任意後見契約に定められた事項が後見人の任務となるため、空き家の管理も任意後見人の権限でできるよう契約において設定することが重要になります。

^{*}委託者の医療や介護に関する契約等の法律行為

備えて
大切ね!



所有者に
判断能力がなくなった
後に選任される

法定後見人



所有者に
判断能力がある時に
定める

任意後見人

後見人が
空き家を売却
できる?

例えば、認知症の所有者が、施設などに入所するための費用を捻出するために、後見人が財産を売却することは可能です。あくまでも本人を保護するために必要な場合に限られ、自由に売却できるものではありません。特に、法定後見人が居住用の財産を売却する場合は裁判所の許可が必要です。



遺言

相続人を決めておく

自分が死んだ後、誰に、何の財産を相続させるのかを決めるために、最も効力があるのが遺言です。遺言にはいろいろな決まりごとがあり、場合によっては無効になることもありますので、司法書士などに相談して作成した方がよいでしょう。



遺言による
相続は
拒否できる?

遺言書に相続させると書かれていても、相続人がそれを辞退することは可能です。そのようなことにならないように、予め、相続させたい人と話し、合意しておくことが重要です。遺言書も、判断能力があるうちに作成しておかないと、無効となることもありますので、特定の人に相続させたい場合は、早めに遺言書を作っておいた方が無難です。

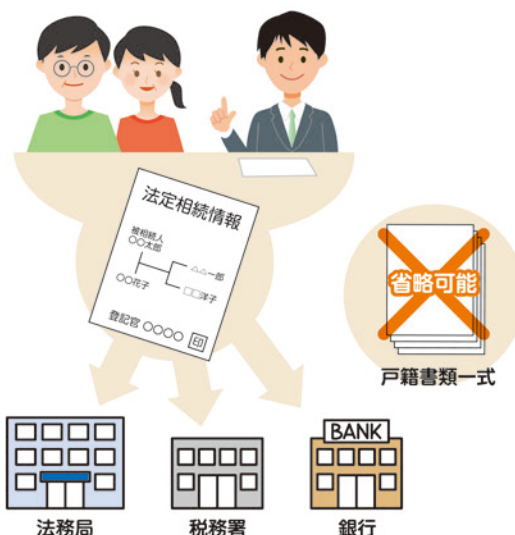
法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。

これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- ☐ 被相続人の戸籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄抄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- ☐ 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び 相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ●除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
- ※原則として、委任状必須

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と
登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

ご遺族メモ

空き家の相続

空き家になる理由のトップである相続は、所有者が亡くなり、子どもが相続する、ということが一般的ですが、近年は、子どもがいない家庭が増え、相続権が複雑になるケースが増えています。



空き家となった住宅を取得した理由

- 1位 相続した 54.6%
- 2位 新築・建て替えした 18.8%
- 3位 中古住宅を購入した 14.0%

(国土交通省 令和元年空き家所有者実態調査を加工して作成)

不動産登記の重要性

不動産登記は、土地や建物の権利を証明する重要な手段です。
相続した不動産を売買するためには、相続登記を済ませておく必要があります。

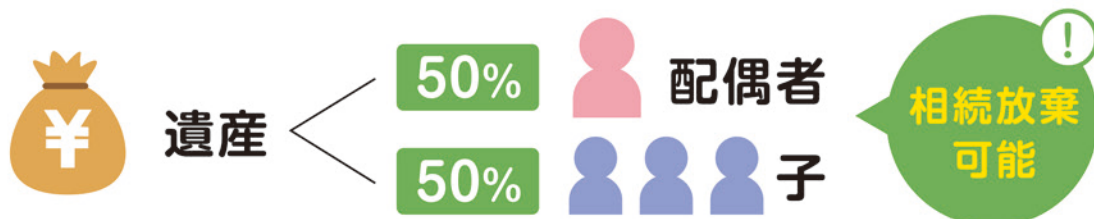


登記未了物件 は非常に厄介

特に古い建物や住宅ローンを借り入れずに建築された建物は、登記されていないもののがかなりの数存在します。登記簿に記載されている所有者の戸籍などが手に入れば良いですが、明治時代に亡くなった人などは戸籍が残っていないこともあり、相続登記をしようにも相続権を証明することが困難になり手続きが複雑になる場合もあります。

遺産分割協議

遺言書が作成されておらず、相続人が複数いる場合は、相続人の間で、相続財産の分割協議を行います。
法定相続権は、配偶者が半分、残り半分を子どもたちで均等に分けることになります。相続を放棄することもできます。



突然降ってくる相続問題

所有者に子どもがいない場合は両親や祖父母、両親も祖父母もいなければ所有者の兄弟姉妹…のように、血縁関係をたどって相続権が渡ります。さらに、相続権者が亡くなっている場合にはその子どもへと相続権が広がっていきます。場合によってはある日突然「会ったこともない親戚の空き家を相続させられる」ことさえあるのです。相続人の関係が複雑になるほど、その空き家解消は難しくなってしまいます。

離婚した人は要注意

昨今、離婚も珍しくなくなりましたが、離婚しても相続権は子どもにある、ということが思わぬ問題となる場合があります。養子や婚外子も同じで、法律上、親子関係にあれば、相続の権利がありますので、相続人を調べる際には特に注意が必要です。

専門家に
相談を

特に相続人の関係が複雑な場合などは、
司法書士などの専門家に相談することをお勧めします。



ご遺族メモ

※戸籍謄抄本、住民票、税に関する証明書を代理人等が請求する場合、委任状が必要になります。下記委任状をコピーしてご利用ください。
※各種手続きや証明書交付には委任者が相続人であることが確認できる書類を求められる場合があります。
詳細は各窓口にお問い合わせください。

委任状

令和 年 月 日

本人

住所

(必ず本人が自署してください)

氏名

生年月日 年 月 日

委任事項

私は、「」を下記の者に委任します。

代理人

住所

氏名

生年月日 年 月 日